

米中小企業庁 給与保護プログラム
Paycheck Protection Program (PPP)

内容

【申請要件】

(a) 従業員 500 人以下の中小企業 (small businesses) (b) 従業員が 501 人以上であるものの、中小企業庁 (SBA) が産業別に定める中小企業としての従業員数の要件を満たす企業 (c) 北米産業分類制度 (NAICS) によりコード 72 に該当するレストランやホテル等の企業で各所在地の従業員が 500 人以下の企業 (d) 宗教団体を含む非営利団体で SBA の基準を満たす企業 (e) 従業員が 500 人以下の独立所有されたフランチャイズ (f) 個人事業、独立請負業者、フリーランサー等で、いずれも 2020 年 2 月 15 日時点で事業を開始しており給与及び給与税を支払うべき従業員を雇用していた場合。

※ (a) 、 (b) に該当するかは以下から確認可能

<https://www.sba.gov/document/support--table-size-standards>

※ (c) の SBA の基準の詳細は以下から確認可能

https://www.sba.gov/sites/default/files/affiliation_discussion_0.pdf

※ (e) に該当するかは以下から確認可能

<https://www.sba.gov/document/support--sba-franchise-directory>

【融資の内容】

- ・ 従業員の給与等の維持のために融資を受けることができる。融資借入れ直近 1 年間の全従業員の平均月給にかかる経費の 2.5 倍まで借入が可能だが、1,000 万ドルが上限。
- ・ 融資受領から 8 週間後に雇用・給与維持の条件を満たしていることが確認できれば、債務および利息の返済から免除される。

【返済免除となる範囲および条件】

- ・ 従業員の給与経費 (時給、チップ、有給病気休暇、団体医療保険料等も含まれる) は免除対象。
- ・ 既存の不動産ローン、家賃、リース契約、共益費にかかる利息の支払いに利用した額など、直接的に給与支払いに関与していない費用については、免除額が制限される。
- ・ 融資を受けてから 8 週間後、融資機関より融資額の利用方法などの審査を受け、免除額が決定される。

【留意事項】

- ・ 免除の対象とされなかった分のローンの返済利率については、最長 2 年で 1.00%。

- 既に SBA による経済的損害災害融資（EIDL）を受けている場合、同融資の受領が 2020 年 1 月 31 日から PPP 申込受付開始日の間であれば、PPP への申請・受理は可能だが、EIDL と同じ目的で利用することは出来ない。

【申込受付開始日】

中小企業、個人事業主：2020 年 4 月 3 日

独立請負業者、自営業者、フリーランサー：2020 年 4 月 10 日

【申込受付終了日】

2020 年 6 月 30 日

関連情報

【PPP 制度に関わる情報】

（財務省による制度情報）※随時更新のため、申請要件や申込用紙、よくある質問などの最新情報はこちらでご確認下さい。

https://home.treasury.gov/policy-issues/top-priorities/cares-act/assistance-for-small-businesses?mod=article_inline

【申込方法】

上記財務省ウェブページに掲載されている Borrower Application Form（申込用紙）に必要事項を記入し、プログラムに参加している融資会社に直接申し込む。まずは、普段利用している銀行が参加しているか確認することが推奨される。

【プログラムに参加している SBA と連携関係にある融資会社の検索ページ】

上記財務省ウェブページに掲載されている Find and eligible lender から、本プログラムに参加している融資機関を検索することが可能。

【免責条項】

本資料で提供している情報は、ご利用される方のご判断・責任においてご使用ください。ジェトロでは、できるだけ正確な情報の提供を心掛けておりますが、本資料で提供した内容に関連して、ご利用される方が不利益等を被る事態が生じたとしても、ジェトロは一切の責任を負いかねますので、ご了承ください。行政府からの支援措置、行政措置は変更があり得ますので、最新の内容のご利用される方が直接、各行政府にご確認されるようお願い致します。